

鳥取縣公報

昭和十五年一月二十三日
第 千 九 十 八 號

火 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5列

告 示

◆鳥取縣告示第二十七號
昭和十年二月鳥取縣告示第五十六號災害復舊耕地事業助成規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年一月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條中「昭和十四年度迄」トアルヲ「昭和十五年度迄」ト改ム

◆鳥取縣告示第二十八號
管下東伯郡倉吉町上喜右衛門ハ客年十二月二十六日東伯郡畜産組合事務所ヨリ自宅へ歸途ノ中途ニ於テ牛馬商免許鑑札紛失ニ付再渡方願出タルニ依リ一月十七日付再交付セシニ付昭和九年七月一日付第三〇六號牛馬商免許鑑札ハ無効トス
昭和十五年一月二十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

二月二十四日	旭家村	旭市	旭場	旭村	午前十一時
二月二十六日	上中山村	上中山	上中山	上中山村	午前十一時
二月二十七日	古布庄村	古布庄	古布庄	古布庄村	午前十一時
二月二十八日	以西村	以西村	以西村	以西村	午前十一時

◆鳥取縣告示第三十號
左ノ通農事實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和十五年一月二十三日

鳥取縣知事

副見

喬雄

名	稱	事務所所在地	設立年月日
笠津第一農事實行組合	東伯郡安田村	昭和十四年十月三十一日	
笠津第二同	同	同	
笠津第三同	同	同	
笠津第四同	同	同	
御机同	日野郡米澤村	九月二十五日	

陽田同	米子市陽田町	同	十一月八日
貝田同	日野郡米澤村	同	九月十三日
下町同	八頭郡智頭町	同	六月五日
栗尾同	日野郡米澤村	同	九月二日
谷同	岩美郡宇倍野村	同	十月八日
分田同	同	同	十月十日
久志谷同	八頭郡智頭町	同	十月一日
芝谷同	米子市河崎	同	十一月十四日
一ツ家同	東伯郡上郷村	同	十一月十五日
倉坂同	同	同	
野田同	同	同	
下麻生同	岩美郡宇倍野村	同	十一月二十日
宮下同	同	同	

01037

笑道同	同	同	同
國益同	同	同	同
妻波同	東伯郡由良町	同	十一月二十六日
大和同	同	同	十二月二十日
中管同	日野郡黒坂町	同	十二月十五日
上市場同	八頭郡智頭町	同	五月二十六日

◆鳥取縣告示第三十一號

八頭郡大御門村ニ負債整理委員會ヲ設置シ委員ノ定數ヲ十名ト定メ左ノ者委員ニ任命セリ

昭和十五年一月二十三日

鳥取縣知事

副 見 喬 雄

平 木 友 藏	棟 尾 源 藏
野 田 久 治	細 田 泰
石 破 熊 治	石 破 壽 太郎
坂 本 鋤 太郎	永 江 美 輝
高 木 良 平	平 木 松 一

01038

◆鳥取縣告示第三十二號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年一月二十三日

鳥取縣知事

副 見 喬 雄

- 一 組合員ノ名稱及地區
 - (イ) 名 稱 鳥取縣海產乾物食料品商組合
 - (ロ) 地 區 鳥 取 縣 一 圓
- 二 構 成 員 タ ル 資 格
 - 鳥取縣内ニ於テ海產乾物食料品ノ販賣ヲ業トスル者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額

種 別	銘 柄 等 紗 單 位	卸賣價格	小賣價格
山 出 昆 布	北 海 道 産 中	一〇〇匁	一、四五
			二、七五

白	胡	摩	卸一升 賣一袋	〇、七〇	〇、〇九
黑	胡	摩	同	〇、八二	〇、一〇

註 一 椎茸春子ハ椎茸秋子ノ三割下ゲトス

(ロ) 實 施 ノ 日

昭和十五年一月二十三日

四、認 可 ニ 附 シ タ ル 條 件

- 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 二 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

通 牒

發地第十號

昭和十五年一月十六日

市 町 村 長 殿

鳥 取 縣 總 務 部 長

昭和十五年度豫算編成ニ關スル件依命通牒

事變下ニ於ケル財政經理ニ關シテハ豫テ指示又ハ通牒セル處ニ基キ遺憾ナキヲ期セラレツツアリト
 信スルモ時局ノ推移ニ鑑ミルニ物資勞力ノ需給調整並ニ一般物價對策トシテ公私兩經濟共等シク一
 段ト消費節約ヲ強化スヘキトキニ有之候ニ付テハ昭和十五年度豫算編成ニ當リテハ特ニ左記各項ニ
 留意シ總テノ經費ニ付一層嚴正ナル較量ヲ加ヘ整理緊縮ノ實效ヲ擧クルト共ニ其ノ重點ヲ生産力ノ
 擴充及銃後對策等ニ置キ豫算ヲシテ時局ニ適應セシムルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

追而豫算議決ノ上ハ別記様式添付ノ上三月十日迄ニ報告相成度

(別記様式省略)

一 豫算ノ編成ニ關スル事項

(一) 歳出ニ關スル事項

歳出全般ニ亘リ節約ヲ旨トシ以下各號ニ依リ之ガ編成ヲ爲シ以テ其ノ豫算額(同時議決ノ

追加更正豫算ヲ含ム)ヲ特別ノ事情ナキ限リ前年度當初豫算額ノ範圍内ニ止ムルコト(右豫算額及當初豫算額ハ災害復舊費公債償還費及時局ニ緊切ナル國庫補助事業費等特別ノ事由ニ依リ平常年度ニ比シ特ニ増嵩ヲ來タセト認メラルル經費ヲ除キタル額トス)尙昭和十五年度當初豫算ニ付テハ市町村會ヘ附議前別記様式ニ依リ調書作製スルト共ニ豫算原案携帶豫メ地方課ト協議スルコト

- 1 既定經費ニ付テハ銳意檢討ヲ加ヘ能フ限リ事業ノ繰延中止打切ヲ行フト共ニ已ムヲ得ザル事業ノ施行ト雖モ規格ノ低下能率ノ増進等各般ノ措置ヲ工夫シ努メテ節約ヲ行フコト
- 2 新規經費ニ付テハ眞ニ緊急已ムヲ得ザルモノニ限ルコトトシ且其ノ金額ヲ最少限度ニ止ムルコト又其ノ所要財源ハ出來得ル限リ之ヲ既定經費ノ節約ニ求ムルコト
- 3 豫算編成ニ當リ當初豫算編成當時豫見シ得ベキ年度内所要經費ハ洩レナク之ヲ計上シ追加豫算ト爲スガ如キコトナキヲ期スルコト尙豫算ノ追加ハ時局ニ鑑ミ眞ニ緊急ナルモノ以外ハ之ヲ爲サザルコト
- 4 市町村費ニ於テ整理セルモノヲ部落協議費又ハ各種團體ノ豫算ニ移ス等整理ノ趣旨ヲ沒却スルガ如キコトナキヲ期スルコト
- 5 左ノ事項ニ付テハ特ニ留意スルコト
 - (イ) 事變關係經費ニ付テモ既定經費ニ付充分調査檢討ヲ遂ゲ最少限度ニ止ムルコト
 - (ロ) 職員増加ノ必要アル場合ニ於テモ既定豫算ノ範圍内ニ於テ定員ノ組替等ノ方法ニ依ルコトトシ其ノ増加ハ原則トシテ之ヲ差控フルコト
 事變ニ依リ召集ヲ受ケタル職員ト雖モ已ムヲ得ザル場合ヲ除キ補充ノ爲メノ經費ハ

(二)

歳入ニ關スル事項

- (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ト) (チ) (リ) (ヌ)

之ヲ計上セザルコト

(ハ) 近時産業界ノ好況並ニ物價昂騰ニ伴ヒ市町村吏員ニ對シ之カ優遇ノ一方策トシテ臨時手當等支給スル向アルモ之カ支給ハ努メテ最少限度ニ止ムルコト

(ニ) 土木工事、農業土木工事、上下水道工事等ニ付テハ其ノ緩急ヲ稽查シ國防上又ハ時局ニ鑑ミ緊急差シ置キ難キモノノ外之ヲ計上セザルコト

(ホ) 廳舎學校等諸建築物ノ新築増築ハ原則トシテ之ヲ見合セ已ムヲ得ザル場合ト雖モ最少限度ノ施設ニ止ムルコト

(ヘ) 博覽會、共進會其ノ他各種ノ會合催物ノ類ハ之ヲ見合スコト

(ト) 寄附金補助費、獎勵費、調査費等ニ付テモ努メテ節減繰延ヲ圖ルコト

(チ) 海外物資購入費等海外拂トナルモノニ付テハ眞ニ必要避ケ難キ場合ヲ除キ之ヲ計上セザルコト

(リ) 備品費ニ付テハ器具器械其ノ他新調ヲ差控ヘ修繕ニ止メ節約スルコト

(ヌ) 消耗品ニ付テハ出來得ル限リ消耗品ノ品質ヲ低下シ又ハ共同購入等ノ方法ヲ採リ節約スルコト

中央及地方ヲ通ズル一般的稅制改正ニ關シテハ昭和十五年度ヨリ之ヲ實施セラルル政府ノ方針ナルモ明年度豫算ノ編成ニ當リテハ現行ノ稅制ニ依ルコトトシ猶歲入ニ關シテハ左記各項ニ留意スルコト

- 1 課稅ニ付テハ眞ニ已ムヲ得ザル事情ナキ限リ昭和十四年度ノ當初豫算ニ計上シタル賦課率又ハ賦課額以下ニ止ムルコト

- 右賦課率又ハ賦課額ノ計算ニ付テハ第三號及第四號ニ依リ計上セントスル補給金又ハ昭和十四年一月十七日附受地第四、三八七號昭和十四年度分豫算編成ニ關スル件依命通牒別記第二ノ第三號第四號及第五號ニ依リ計上シタル補給金ハ之ヲ戶數割ト看做スコト
- 2 雜種稅附加稅ニ付テハ補給金ヲ以テ廢稅シタルモノハ之ヲ計上セズ減稅シタルモノハ減稅後ノ賦課率ニ依リ計算シタル稅額ヲ計上スルコト
- 3 收支ノ均衡保持上必要アルトキハ左ノ範圍内ニ限り一應補給金ヲ計上スルコト但シ補給金ノ計上額ハ第四號ニ依ル補給金ノ計上額ト通ジ昭和十四年度ニ於ケル一般補給金ノ交付額ヲ超エザルコト
- (イ) 昭和十三年度市町村財政補給金ノ使途計畫ニ基ク土地賃賃價格ノ改訂ニ因ル地租附加稅及特別地稅附加稅ノ減收補填額
- (ロ) 昭和十二年度市町村財政補給金ノ使途計畫ニ基ク雜種稅ノ輕減ニ伴フ雜種稅附加稅ノ減收補填額(昭和十三年度昭和十四年度及昭和十五年度ノ自然增收又ハ自然減收分ニ對スルモノヲ含マシメザル趣旨ナルコト)但シ雜種稅附加稅ノ減收補填額ノ爲寄附金ノ類ヲ收入スルトキハ其ノ寄附金相當額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- (ハ) 昭和十三年度市町村財政補給金ノ使途計畫ニ基ク國稅ノ改正ニ伴フ雜種稅附加稅ノ減收補填額(演劇興行業ニ對スル營業收益稅附加稅及營業稅附加稅ノ昭和十三年度收入見込額ヲ控除シタルモノニ依ル趣旨ナルコト)
- 4 昭和十四年度補給金中遊興稅附加稅ノ減收補填額
特ニ必要アル市町村於テハ昭和十四年度一般補給金ノ使途計畫ニ基ク戶數割ノ減稅

二 地方債ニ關スル事項

地方債ノ抑制ニ關シテハ豫テ通牒セル處ナルモ時局ノ推移ニ鑑ミ地方債ヲシテ一層物資、資金勞力及物價等ノ經濟諸方策ニ適應セシムルノ要アルベキヲ以テ昭和十五年度ニ於テモ左記各號ニ依リ抑制セラルベキニ付注意スルコト

(1) 土木事業

1 道路橋梁

(イ) 國庫ノ補助アルモノ並ニ國防上又ハ時局ニ鑑ミ緊急差シ措キ難キ生産力擴充上必要ナルモノノ外原則トシテ之ヲ認メザルコト

(ロ) 橋梁(國庫ノ補助アルモノヲ除ク)ノ架替ハ腐朽甚シク且補強ノ途ナク眞ニ已ムヲ得ザルモノノ外之ヲ認メザルコト

2 河川砂防港灣

國庫ノ補助アルモノ並ニ國防上又ハ時局ニ鑑ミ緊急差シ措キ難キ生産力擴充上必要ナ

5 充當額ノ三分ノ二ヲ超エザル限度ニ於テ一應補給金ヲ計上スルモ差支ナキコト
前二項ニ依リ補給金ヲ計上スルモ補給金或ハ遊興稅ノ配分額ヲ保證シタル趣旨ニハ非ザルヲ以テ此ノ旨ヲ克ク了知シ過誤ナキ様注意スルコト殊ニ營業收益稅附加稅、鑛業稅附加稅又ハ不動産取得ニ對スル雜種稅附加稅等ノ增收多額ナル市町村ニ於テハ配分額ノ異動ヲ生ズルコト多カルベキヲ以テ右補給金ハ之ヲ計上セザル等適切ナル方途ヲ講ズルコト

6 稅制ノ改革或ハ補給金ノ交付ヲ見越シテ戶數割等ノ增稅ヲ行フガ如キコトナキ様充分注意スルコト

- 3 ルモノノ外原則トシテ之ヲ認メザルコト
- 3 農業土木
- 4 國庫ノ補助アルモノ及緊急差シ措キ難キモノヲ除キ原則トシテ之ヲ認メザルコト
- 4 其ノ他
- (2) 都市計畫街路埋立等ニ在リテハ國庫補助アルモノ國防上又ハ時局ニ鑑ミ緊急差シ措キ難キ生産擴充上必要ナルモノノ外原則トシテ之ヲ認メザルコト
- 建築事業
- 1 市役所、町村役場、公會堂等ノ新築増築ハ之ヲ認メザルコト
- 2 中小學校
- (イ) 工業學校等ノ如ク其ノ施設國策上必要ニシテ他ニ代用建物ナク眞ニ已ムヲ得ザルモノノ外新築増築等ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト
- (ロ) 小學校
- 1 兒童増加ニ因ル新築又ハ増築ト雖モ可及的特別教室ノ充當其ノ他ノ建物ノ代用若クハ二部教授ノ實施等ノ方法ニ依ラシムルコトトシ眞ニ必要已ムヲ得ザルモノノ外之ヲ認メザルコト
- 2 二部教授ヲ緩和セントスル爲ノモノハ特殊ノ事情アルモノノ外之ヲ認メザルコト
- 3 雨天体操場ハ特殊ノ事情アルモノノ外之ヲ認メザルコト
- 4 特別教室ハ裁縫、唱歌、理科、手工等眞ニ已ムヲ得ザルモノノ外原則トシテ之ヲ認メザルコト

- 3 其ノ他ノ建築物
- 時局ニ鑑ミ緊急差シ措キ難キモノノ外原則トシテ之ヲ認メザルコト
- (3) 鐵道及軌道事業
- 國防上又ハ時局ニ鑑ミ輸送力増加ヲ必要トスルモノノ外原則トシテ建設改良事業ハ之ヲ認メザルコト
- 自動車事業
- (4) 乗合自動車ノ新規經營(擴張ヲ含ム)並ニ車輛ノ補充ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト
- 水道事業
- (5) 軍需關係工業用水等時局ニ鑑ミ緊急差シ措キ難キモノノ外原則トシテ之ヲ認メザルコト
- 社會事業又ハ失業應急事業
- (6) 政府ノ政策及縣ノ方針ニ順應シ特ニ地方民ノ思想動向ヲ考慮シテ措置スルコト
- 災害應急並ニ復舊土木事業
- (7) 國庫ノ補助アルモノ並ニ治水上又ハ交通上緊急差シ措キ難シト認メラルモノニ限り之ヲ認ムルコト
- (8) 前各號以外ノモノニ付テハ國防上其ノ他眞ニ緊急差シ措キ難キモノノ外之ヲ認メザルコト

昭和十五年一月十六日

鳥取縣經濟部長

市町村長殿

カーバイド特別配給ノ件

カーバイド需給現況ニ鑑ミ主トシテ一般需要者ノ取得難ヲ緩和スル爲應急ノ措置トシテ縣ニ於テハ別紙要綱ニ依リカーバイドヲ配給スルコトト相成候條御了知ノ上貴部内關係業者ニ對シ周知徹底ヲ計ルト共ニ之ガ運用ノ圓滑ヲ期セラレ度此段及通牒候

鳥取縣カーバイド配給統制要綱

- 一 本要綱ニヨルカーバイドハ一般用トス
- 二 縣ハ消費者團體一般人ニ於ケル需要狀況ヲ考慮ノ上需要者又ハ其ノ團體別ノ割當ヲ爲シ其ノ數量ニ該當スル購入票ヲ交付ス
- 三 購入票ハ其ノ指定期間中本縣内ニ於テノミ有效トス
- 四 鳥取縣カーバイド指定小賣商業組合(以下組合ト稱ス)ハ本縣ニ割當テラレタルカーバイドヲ商工大臣ノ指定スル者ヨリ購入シ各需要者又ハ各需要者團體ニ販賣スルコト
- 五 組合ハ組合員別取扱數量ノ割當ヲ決定シ縣ノ承認ヲ得ルコト
- 六 カーバイドノ販賣ハ縣ノ發行シタル購入票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣シ得ザルコト
- 七 引換ヘタル購入票ニハ組合員ニ於テ直ニ消印ヲ爲スコト
- 八 組合ハ毎月前月分ノ購入票ヲ蒐集スルコト
- 九 組合ハ毎月前月分受拂報告書ニ引換ヘタル購入票ヲ添附ノ上縣ニ提出スルコト
- 一〇 割當ヲ受ケントスル消費者團體及一般人ハ左記申請様式ニ依リ縣知事ニ提出スルコト

(左記申請様式省略)

長商第二三六號

昭和十五年一月十八日

市町村長殿

鳥取縣經濟部長

生糸配給統制規則施行ニ關スル件

生糸ノ輸出數量ヲ確保スルト共ニ一面其ノ國內消費ヲ調整スル爲農林商工省令生糸配給統制規則ヲ制定シ來ル本月二十日ヨリ施行可相成候處一月九日附官報參照右制定ノ趣旨ヲ部内關係業者ニ對シ充分周知徹底セシメ之ガ實施ニ付遺憾ナキ様配意相成度此段及通牒候

追而 同則附則第二項乃至第四項ニヨル報告ハ夫々其ノ期限内ニ之ヲ爲ス様御指示相成度申添候

彙報

岡山市戶籍簿、寄留簿再成ニ關スル依頼ノ件
右ノ件ニ付岡山市長代理助役ヨリ左ノ通依頼アリタルヲ以テ各市町村ニ於テ可然援助ノ措置ヲ取ラレ度シ

戶發第一五八號

昭和十五年一月十二日

各市町村長殿

岡山縣岡山市長代理助役 猪俣喜藤

戶籍簿、寄留簿再製ニ關スル依頼ノ件

本市役所昭和十四年十一月二十七日火災ニ罹リ戶籍簿ノ一部(別記ノ通)及之ニ添付シタル寄留手續令第十一條用紙、除籍簿ノ一部、寄留手續令昭和十四年十一月二十五日ノ戶籍ニ關スル届書類燒失シ目下之カ再製中ニ有之候處各位ノ御援助ヲ得テ速ニ復舊致度就テハ御多用中甚タ年恐縮昭和十四年十二月十四日司法省告示第二十九號(同日附官報第三八八三號)ヲ以テ告示相成候左記事項至急御回報相煩度此段及御依頼候也

追テ重ネテノ御手數洵ニ申兼テ候得共該當事項ナキトキハ其ノ旨御回報相煩度御願申上候

一 昭和十四年十一月一日ヨリ同日迄ノ間ニ於テ當職ニ對シ戶籍ニ關スル届書、訂正申請書、報告書、請求書又ハ入籍通知書ノ送付ヲ爲サレ又ハ當職同月二十五日受付ニ係ル是等書類ノ送附ヲ受ケラレタル市町村長ハ其ノ書類ノ寫ヲ作り之ヲ送附セラレ度

一 本市ニ本籍ヲ有スル者ノ寄留地市町村長ハ寄留簿ニ基キ寄留手續令第十一條ノ用紙ニ記載ヲ要スヘキ事項ヲ謄寫シ送附セラレ度

右書類中御手許ニナキモノハ所轄區裁判所ニ就キ謄寫ノ上御送附ノ成度候

(別記)

燒失戶籍簿町名、地番、冊數

石	下	中	上	上	東	西	中	下	菜	紙	川	内	西	橋	船	天	新
關	出	出	出	之	中	中	之	之	之	屋	崎	山	大	本	着	大	西
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
七	二	二	一	三	三	四	六	一	二	二	一	二	二	一	一	六	二
冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
廣	小	兵	雄	瀧	下	丸	柿	七	新	新	福	福	洲	濱	町	計	
瀬	畑	波	本	本	市	龜	屋	軒	敷	敷	敷	敷	敷	敷	敷	敷	敷
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
三	二	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊

01055

追記 (印刷)

右ノ外他市町村ヨリ本市内ニ居住セル者ニ對スル滯納處分囑託並通知、照會等ニシテ現在未定決ノモノ又ハ未回答ノモノ有之候場合ハ乍御手数數再應御照會相煩度候

正 誤

昭和十五年一月十六日發行鳥取縣公報第千九十六號中左ノ通正誤ス

頁	行	正	誤
一	一 三	六 土 木 工 手	六 土 木 技 手

昭和十五年一月廿三日印刷
昭和十五年一月廿三日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣高野郡大正村大字古海支所